

議案第 75 号

市川市行政不服審査法の施行に関する条例の制定について

市川市行政不服審査法の施行に関する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市行政不服審査法の施行に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 審査請求人等に対する提出書類等の写し等の交付手数料（第 3 条－
第 5 条）

第 3 章 市川市行政不服審査会（第 6 条－第 18 条）

第 4 章 雑則（第 19 条－第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

第 2 章 審査請求人等に対する提出書類等の写し等の交付手数料

(手数料の額)

第3条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(地方自治法(昭和22年法律第67号)、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の法令において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。)の条例で定める手数料の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 政令第11条第1号に規定する対象書面等の写しの交付又は同条第2号に規定する対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付の方法
日本工業規格A列3番(次号及び次項において「A3判」という。)以下の大きさの用紙1枚につき10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として当該手数料の額を算定する。
- (2) 政令第11条第3号に規定する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う交付の方法 政令第11条第1号又は第2号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力されるA3判以下の大きさの用紙1枚につき10円

2 前項の場合において、A3判を超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

(手数料の徴収等)

第4条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の手数料(以下この章において「手数料」という。)は、同条第1項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合又は地方自治法、公職選挙法、地方税法その他の法令において準用する場合を含む。次項を除き、以下同じ。)の規定による交付の際に徴収する。

2 既納の手数料は、返還しない。ただし、審理員(法第9条第3項に規定する場合又は法第38条第1項の規定を地方自治法、公職選挙法、地方税法そ

の他の法令において準用する場合にあつては、審査庁。次条第1項及び第2項において同じ。)が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第5条 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

第3章 市川市行政不服審査会

(名称)

第6条 法第81条第1項の規定により本市に設置する機関の名称は、市川市行政不服審査会(以下「審査会」という。)とする。

(組織)

第7条 審査会は、委員6人以内で組織する。

(委員)

第8条 委員は、審査会の権限に属させられた事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第9条 審査会に、会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第10条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(守秘義務)

第11条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(合議体)

第12条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(議事等)

第13条 前条第1項及び第2項の合議体の会議は、会長が招集する。

2 前条第1項の合議体は、これを構成する全ての委員の、同条第2項の合議体は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 前条第1項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

4 前条第2項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 委員及び専門委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

6 前条第1項及び第2項の合議体の調査審議の手續は、公開しない。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第14条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。

(準用)

第15条 前章の規定は、法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定による手数料について準用する。この場合において、第3条第1項中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(地方自治法(昭和22年法律第67号)、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の法令において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。)」とあるのは「第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項」と、第4条第1項中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項」とあるのは「第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項」と、「同条第1項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合又は地方自治法、公職選挙法、地方税法その他の法令において準用する場合を含む。次項を除き、以下同じ。)」とあるのは「法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第1項」と、同条第2項ただし書中「審理員(法第9条第3項に規定する場合又は法第38条第1項の規定を地方自治法、公職選挙法、地方税法その他の法令において準用する場合にあっては、審査庁。次条第1項及び第2項において同じ。)」とあるのは「市川市行政不服審査会」

と、第5条第1項中「審理員」とあるのは「市川市行政不服審査会」と、「第38条第1項」とあるのは「第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第1項」と、同条第2項中「第38条第1項」とあるのは「第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第1項」と、「審理員」とあるのは「市川市行政不服審査会」と読み替えるものとする。

(事務)

第16条 審査会の事務は、総務部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第17条 市は、委員及び専門委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第18条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営その他必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第21条 市長は、詐欺その他不正の行為により第3条（第15条において準用する場合を含む。）に規定する手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第8条第1項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、平成28年4月1日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

行政不服審査会委員及び専門委員	〃 9,100円
-----------------	----------

理 由

行政不服審査法の全部改正に伴い、審査請求人に対する提出書類等の写しの交付等に係る手数料並びに本市に設置する行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。